

## 柏崎市鳥獣被害対策実施隊設立について

### 1 趣旨・目的

農林水産業及び市民の生命・身体・財産に係る被害防止を目的とし、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。

### 2 実施隊員の条件

- (1) 市職員の業務担当者
- (2) 新潟県猟友会柏崎支部会員のうち、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれかつ、同猟友会が推薦する者から市長が任命する。

### 3 任期・解任事項

- (1) 任命日から当該年度の3月31日まで
- (2) 再任は妨げない。市長が認める者を更新する。
- (3) 途中解任は市長の判断による。自己都合の場合は事前承認を必要とする。

### 4 実施隊員の職務

#### (1) 鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

市の鳥獣被害防止計画に基づき、市及び有害鳥獣被害対策協議会が必要と判断した被害対策を実施する。

- ア 対象鳥獣出没時の現場対応
- イ 対象鳥獣の捕獲（わな設置・撤去含む。）
- ウ 被害防護柵の設置
- エ その他被害防止策に関すること。

#### (2) 実際の業務

- ア 市農政課から副総括長に指示し、対策を実施する。  
（隊長→農政課→副総括長（総括長）→各隊員）
- イ 農業者・町内からの要請等を隊員が受けた場合は、市農政課に連絡し、指示を待つ。  
農政課から指示を受けた連絡員（副総括長）は、実施地域・業務内容を考慮したうえ、必要な隊員に指示し、業務を遂行する。
- ウ 隊員は、業務に従事した場合は業務内容を記録し、連絡員（副総括長）に提出する。  
（業務日誌の提出）、副総括長は、月末に取りまとめて農政課に提出する。

### 5 報酬及び費用弁償

- (1) 時給制（柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の別表1を改正予定）
- (2) 自家用車を使用した場合は、借上げ料として1km当たり25円

## 6 組織

- (1) 隊長 農政課長
- (2) 副隊長 農政課長代理
- (3) 総括長 現場業務総括（新潟県猟友会柏崎支部長を想定）
- (4) 副総括長 現場業務連絡調整
- (5) 隊員

### 現場対応

例 地域方面隊（ブロック編成：各ブロック 3～4 人程度）

- ① 柏崎中央ブロック
- ② 南部ブロック
- ③ 東部ブロック
- ④ 北部ブロック
- ⑤ 高柳ブロック
- ⑥ 西山ブロック

## 7 その他

### (1) 補償措置

ア 非常勤公務員となり、公務災害の適用を受けることができる。

イ 自家用車借り上げる場合は、私有自動車登録をすることにより市の保険適用となる。

- (2) 鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業（捕獲 1 頭に対する交付金）は、柏崎市有害鳥獣被害対策協議会の事業として実施予定で、これまでどおり交付対象となる見込み。